

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ

号外(一) 平成二十六年七月三日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十四号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年七月三日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三商業・金融課の表七の頂部長専決事項の欄第一号中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同欄第二号中「第五十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

附則

この訓令は、平成二十六年七月三日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十六年七月三日

平成二十六年七月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社